

みんなで作ろう「スポーツ都市あきる野」

～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～



あきる野市スポーツ推進計画（案）

平成 25 年度～平成 32 年度

あきる野市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景 1
 - (1) 社会状況の変化と課題
 - (2) 国の動向
 - (3) 東京都の動向
- 2 あきる野市スポーツ推進計画の策定 5
- 3 本計画におけるスポーツとは 5
- 4 基本理念 6
- 5 計画の位置づけと期間 6
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 計画の期間

第2章 あきる野市を取り巻く環境とスポーツ

- 1 人口動態 7
- 2 市民のスポーツ実施状況 8
 - (1) 成人のスポーツ
 - (2) 子どものスポーツ
 - (3) 高齢者のスポーツ
 - (4) 障がい者のスポーツ
- 3 市のスポーツ団体の状況 15
 - (1) 団体への加入状況
 - (2) スポーツ団体の状況
 - (3) 指導者・スポーツボランティア(支えるスポーツ)の状況
- 4 市のスポーツ施設と施策 18
 - (1) スポーツ施設
 - (2) スポーツ施策

第3章 課題の整理と計画の方向性

- 1 スポーツ推進に向けた課題 25
 - (1) 子育て世代・働き盛り世代におけるスポーツ実施率の向上
 - (2) 子ども世代における体力づくりの推進
 - (3) 高齢者や障がい者のスポーツ推進
- 2 スポーツ活動推進のための方向性 26
 - (1) 団体・指導者・ボランティアの支援

(2) スポーツ施設の充実と効率的活用	
(3) 情報発信の工夫・充実	
(4) スポーツを通じたまちづくりの推進	
3 目指すべき姿	28
4 数値目標	29
5 基本目標	30

第4章 具体的施策の展開

1 すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進	32
(1) 身近にスポーツを楽しむきっかけづくり	
(2) 子どものスポーツ活動の推進	
(3) 高齢者のスポーツ活動の推進	
(4) 障がい者のスポーツ活動の推進	
2 スポーツが気軽にできる場の確保	39
(1) 既存のスポーツ施設の整備・充実	
(2) 民間施設などと連携したスポーツ活動の場の拡大	
3 スポーツ活動を支援する環境の整備	40
(1) 指導者の専門知識習得への支援	
(2) 情報発信の工夫	
(3) スポーツボランティアなどの育成	
(4) 総合型地域スポーツクラブの活動支援	
4 市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり	42
(1) 高齢者が自然の中でスポーツに親しみながらの健康づくりを推進	
(2) トップアスリートによる啓発と交流の促進	
(3) スポーツアンバサダーの活動を通じたイメージアップ	

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備	44
(1) (仮称) スポーツ推進協議会の設置	
(2) (仮称) スポーツ推進庁内連絡会議の設置	
2 評価体制の整備	44
用語集	45
資料1 計画策定経過	46
資料2 あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱	47
資料3 あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会名簿	49
資料4 本計画の根拠並びに関連する計画、文献	50

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 社会状況の変化と課題

近年、超高齢社会の到来をはじめとする社会状況の変化により、ライフスタイルや価値観は多様化しています。

団塊の世代では、一斉退職に伴い、第二の人生を楽しむための生きがいづくり、健康づくり、地域貢献など、様々な活動が始まっています。

一方、働き盛りの世代では、ライフスタイルが大きく変化する中、体力低下やストレスの増大など、心身の健康維持が課題となっています。

また、文部科学省の「体力・運動能力調査」では、子どもたちの体力や運動能力は緩やかに改善傾向にあるものの、スポーツをする子どもとしない子どもの体力格差の拡大が指摘されています。

さらに、単身世帯の増加により、地域コミュニティの希薄化が指摘される中、東日本大震災以降、共助の重要性が再認識されており、仲間づくりの機会として、スポーツの持つ意義も見直されています。

このようなことから、全ての市民が生涯にわたって、健康で活力にあふれる生活を送ることができるよう、地域社会全体でスポーツに取り組むことができる環境づくりが課題となっています。

(2) 国の動向

① スポーツ基本法の制定

国では、昭和36年の「スポーツ振興法」制定以降、様々なスポーツ振興施策が展開されてきました。この間、見るスポーツから自ら行うスポーツへの変化やスポーツ種目の多様化、地域におけるスポーツを通じたコミュニケーションの重要性が高まるなど、スポーツを巡る状況は大きく変化してきました。

このような状況を踏まえて、平成22年には、スポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」が策定されました。この戦略は、新たなスポーツ文化の確立を目指し、人の重視（する人、見る人、支える（育てる）人）と連携・協働の推進を基本的な考え方として、今後10年間で実施すべき重点戦略などが示されました。

また、この戦略を基に、わが国のスポーツ推進のための基本的な法律として、「スポーツ基本法」が平成23年6月に公布されました。

スポーツ基本法の概要

スポーツ基本法は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」の言葉に始まり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」としています。

また、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康保持増進、社会・経済の活力の創造、わが国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

② スポーツ基本計画の策定

スポーツ基本法第9条の規定に基づき、スポーツの推進に関する基本的な計画として、「スポーツ基本計画（平成24年3月）」が策定されました。

この計画は、今後10年間の基本方針及び今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を次のとおりとしています。

スポーツ基本計画の概要

今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性を向上
- ⑦ 地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手がはぐくまれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環の創出

今後5年間に総合かつ計画的に取り組むべき施策
スポーツ基本計画の概要(つづき)

- ① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ⑥ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

(3) 東京都の動向

① これまでの取組

東京都では、「東京都スポーツ振興基本計画（平成20年7月）」の下、次のような様々な取組が行われてきました。

東京都スポーツ振興基本計画による主な取組

- ① スポーツ振興局の設置
- ② 障害者スポーツ振興計画の策定
- ③ スポーツ祭東京2013の開催
- ④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック招致

② 東京都スポーツ推進計画

「東京都スポーツ推進計画（平成25年3月）」は、スポーツが都民生活の向上や都市の活性化双方に好影響を与えることを明示し、東京都におけるスポーツの力を総合的に発揮し、「スポーツ都市東京」の実現を目指し、策定されました。

また、この計画は、スポーツ振興基本計画を踏襲しつつ、スポーツを通じて日本の復興を後押しするとともに、スポーツ祭東京2013から2020年東京オリンピック・パラリンピック招致に向けて、都民が一層スポーツに親しめる環境を整備していく計画へ改訂されたものです。

東京都スポーツ推進計画の概要

理 念

スポーツの力を すべての人に
～誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを
楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する
「スポーツ都市東京」を実現～

計画期間

平成 25 年度から平成 32 年度まで

数値目標

スポーツ実施率
週 1 回以上スポーツを実施する成人の割合 70%

戦 略

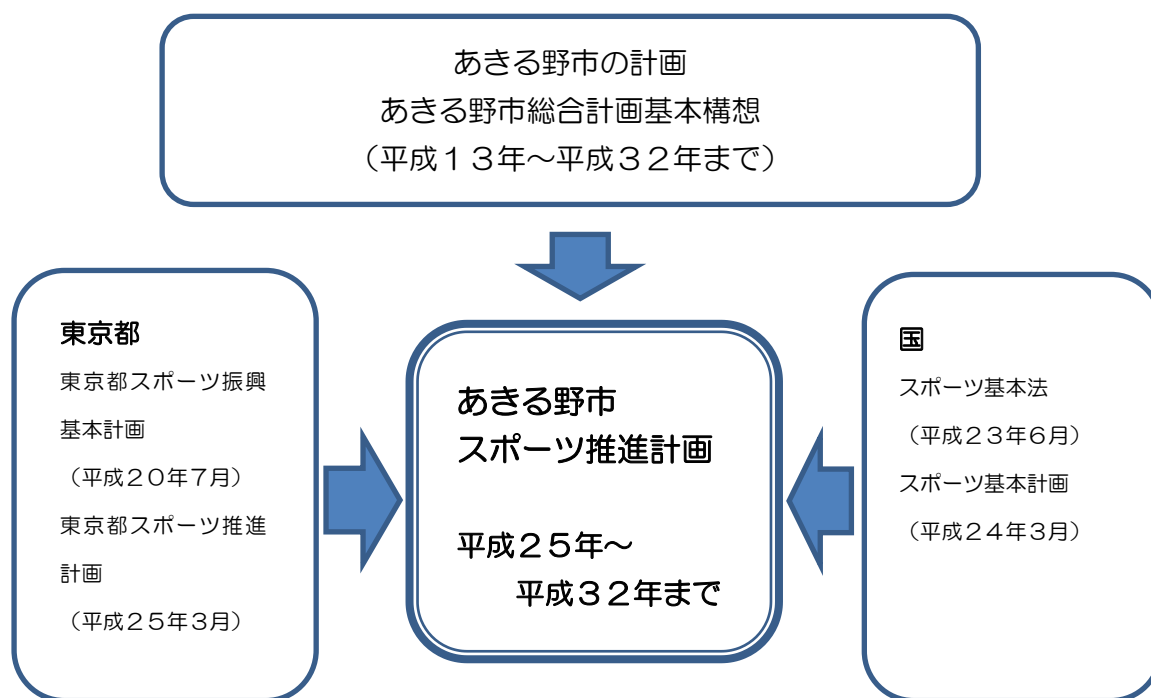
- 1 スポーツに触れて楽しむ機会の創出
- 2 スポーツをしたくなるまちづくり
- 3 ライフステージに応じたスポーツ活動の支援
- 4 世界を目指すアスリートの育成
- 5 国際交流、観光、都市づくり政策等との連動

2 あきる野市スポーツ推進計画の策定

あきる野市では、市の基本構想・基本計画等に基づき、スポーツ推進のための施策を展開し、総合型地域スポーツクラブの発足・運営への支援や体育施設における指定管理者制度の導入など、スポーツに親しむ機会の創出や多様化する市民ニーズへの対応を図ってきました。

一方、国においてはスポーツ基本法に基づく「スポーツ基本計画」が、また、東京都では「東京都スポーツ推進計画」が策定され、全ての人々がスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりが推進されることとなりました。

あきる野市においても、これまで培ったスポーツ振興のための組織や仕組み、取組をさらに発展させ、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、また、支援できる環境づくりを充実するために「あきる野市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。



3 本計画におけるスポーツとは

本計画では、誰もが気軽にスポーツを親しんでもらうため、スポーツの概念を広く捉えることとします。勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニング、気分転換に行う軽い体操など、目的を持ったあらゆる身体運動を含めて、日常生活におけるスポーツとします。

4 基本理念

みんなで作ろう「スポーツ都市あきる野」
～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であるとしています。

また、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持、社会・経済の活力の創造など、国民生活において多面にわたる役割を明らかにしています。

このようなスポーツの果たす役割を常に念頭に置き、あきる野市では、身近でかつ気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりを進めます。

また、その実現に当たっては、市民と行政、関係する組織や団体が連携・協働していく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を『みんなで作ろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～』とします。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、あきる野市総合計画の下位計画として位置づけ、あきる野市におけるスポーツ推進の基本となる計画とします。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、あきる野市総合計画の計画期間を踏まえ、平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

また、計画期間の中間時点である平成29年度には、計画の進捗状況を検証し、社会情勢等にあわせ、必要に応じ見直しを行うものとします。

第2章 あきる野市を取り巻く環境とスポーツ

1 人口動態

あきる野市の人口は、平成25年3月1日現在、81,880人となっています。これまで人口は徐々に増加してきましたが、国立人口問題・社会保障研究所の人口推計（平成25年3月発表）では、すでに人口は減少期に入っており、計画の目標年次の平成32年には8万人を割り込む予測となっています。また、65歳以上人口の総人口に占める割合は30%近くになり、15歳から64歳の生産年齢人口は60%を下回る推計となっています。（表1）

		平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)	平成42年 (2030年)	平成52年 (2040年)
総人口		80,868人	79,170人	74,632人	69,012人
世代別人口 下段は構成 比率	15歳未満	11,373人 14.1%	9,847人 12.4%	8,211人 11.0%	7,590人 11.0%
	15~64歳	50,265人 62.1%	45,964人 58.1%	43,259人 58.0%	36,794人 53.3%
	65歳以上	19,231人 23.8%	23,359人 29.5%	23,162人 31.0%	24,628人 35.7%
平成22年(2010年)との総人口比較			▲1,698人 (▲2.1%)	▲6,236人 (▲7.7%)	▲11,856人 (▲14.7%)

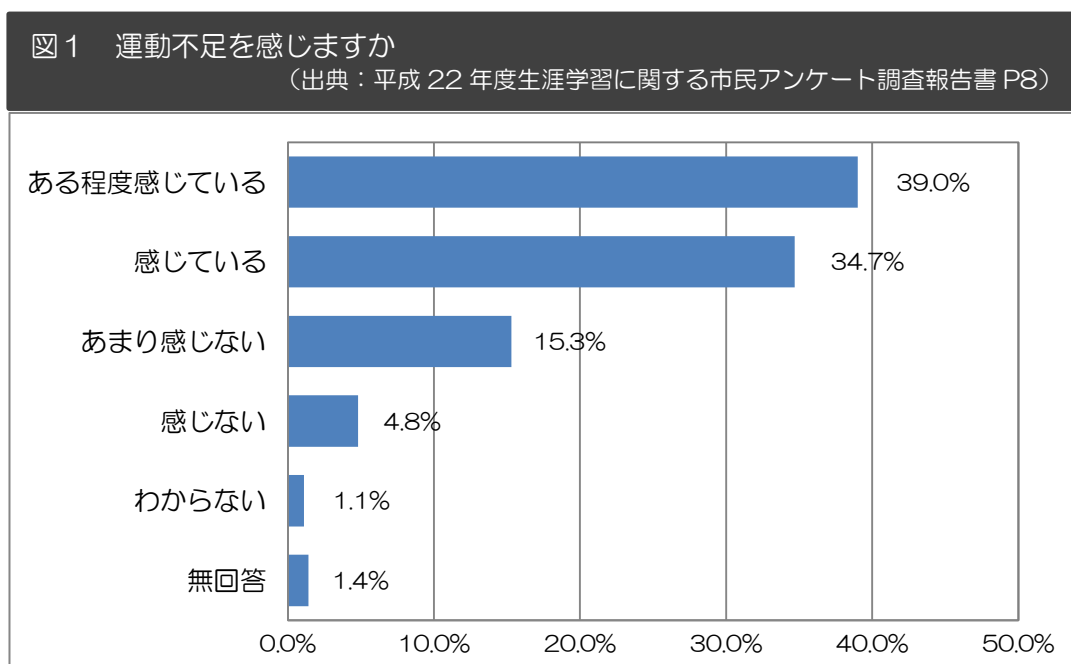
少子高齢化の進行は、地域社会の活性化に負のイメージを持たれていますが、豊富な経験と知識を備えた高齢者の地域社会への貢献には大きな期待が寄せられています。

超高齢社会においては、あらゆる世代の市民がスポーツに親しみ、健康の維持・増進を図ることが大切な取組になってきます。

2 市民のスポーツ実施状況

(1) 成人のスポーツ

市の「生涯学習に関する市民アンケート調査（平成 22 年度）」では、74%の市民が運動不足を「感じている」あるいは「ある程度感じている」と回答しています。（図1）



年代別では、男性は 50 歳代以降、女性は 30 歳代以降の年代で運動不足を感じています。

一方、20%の市民が運動不足を「感じない」又は「あまり感じない」と回答しており、女性より男性の方が運動をしている傾向にあります。

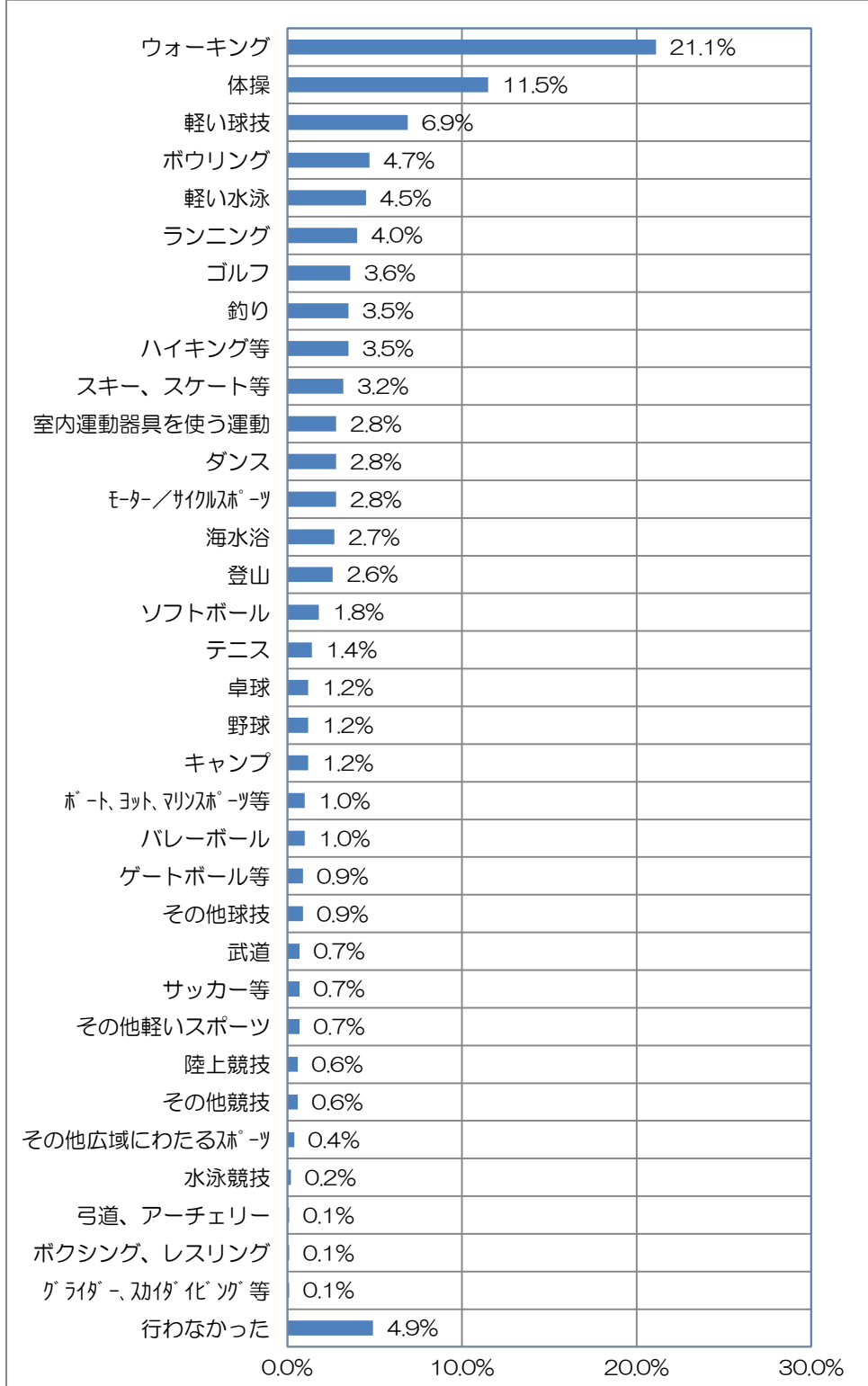
成人の年代（16 歳から 59 歳）では、77.7%の市民が運動不足を「感じている」あるいは「ある程度感じている」と回答しており、市全体の結果とほぼ同様となっています。

一方で、一年間でスポーツや運動を行った市民は、95%を超えています。また、一年間で行ったスポーツや運動の回答で多かった種目は、ウォーキングが 21.1%と最も高く、次いで体操が 11.5%で、軽い球技やボウリング、軽い水泳が上位となっています。（図2）

これらの種目は、個人が身近な場所で気軽にできる運動であり、男女とも比較的年代の高い世代の回答が多くなっています。

図2 スポーツや運動の実施頻度

(出典:平成22年度生涯学習に関する市民アンケート調査報告書 P8)



(2) 子どものスポーツ

文部科学省が昭和 39 年から行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和 60 年頃がピークで、その後、下降傾向が続いていましたが、近年では回復傾向に転じていると報告されています。また、部活動やスポーツ少年団などで運動を日常的に行っている子どもと、運動を日常的に行っていない子どもの体力・運動能力の違いが広がるなど、子どもたちの体力は、運動をする子どもとしない子どもの二極化の傾向にあることが指摘されています。

あきる野市の子どもについては、平成 23 年度に実施された体力・運動能力テストの結果、市内の小学生男女では、体力合計点では、4 年生の女子を除き都の平均値を上回る結果でした。中学生男女では、全学年で都平均値を上回る結果でした。しかし、全国平均値と比較すると、小学 1 年生の男子と 2 年生の女子を除いて、全国の平均値を下回っている状況にあります。(図 3)



図3 あきる野市の小中学生の体力・運動能力比較

(出典：平成23年度体力・運動能力テスト結果から作成P10)

		東京都(注1)平均との比較								国(注2)平均との比較											
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	体力合計点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	体力合計点		
男 子	小学校	1年生	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	→	→	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↑	
		2年生	↑	↑	↑	↓	↓	→	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	↓	→	↓	↓	↓	
		3年生	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	→	↑	↑	↑	↓	
		4年生	↓	↓	↑	↑	↓	↓	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↑	↓	↓	
		5年生	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↓	↓	
		6年生	↓	↑	↓	↓	↑	→	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↑	↓	↓	↓
	中学校	1年生	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
		2年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	→	↓	↓
		3年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↑	↓	↓
		東京都(注1)平均との比較								国(注2)平均との比較											
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	体力合計点	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅跳び	ソフトボール投げ	体力合計点		
女 子	小学校	1年生	↑	→	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	→	↓	↓	↓	↓	
		2年生	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	↑	↓	↑	↑	↑	
		3年生	↑	↓	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	→	↑	↑	↑	↓	
		4年生	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↑	↑	↓	↓	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓
		5年生	↓	→	↑	↓	↓	→	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↓	↓	↑	↓	→	↓	↓
		6年生	↓	↑	↓	↓	→	→	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↑	↓
	中学校	1年生	↑	↓	↑	↑	↑	→	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↓	↓	↓	↓	↑	↓	↓
		2年生	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↑	↑	↓
		3年生	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↓	↑	↑	↑	→	↓	↓	↑	↑	↓

凡例 **↑**：高い **↓**：低い **→**：同じ <注>・中学生の20mシャトルランは、持久走になります。
 ・中学生のソフトボール投げは、ハンドボール投げになります。
 (注1)「平成23年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」
 (注2)「平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(3) 高齢者のスポーツ

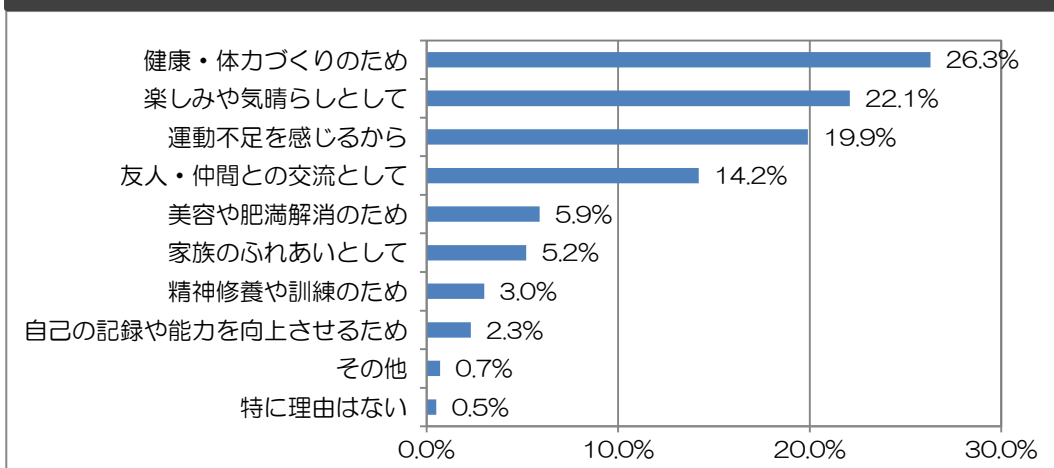
ここ数年で、団塊の世代の高齢化が進展し、本格的な超高齢社会に突入してきました。あきる野市においても、人口の約25%が高齢者となり、今後、急速な高齢化が進むことが推計されています。

高齢者が心身ともに健康な生活を送るには、身体を動かすことは不可欠であり、年齢、体力に応じて地域住民とふれあいながら、気軽に軽スポーツなどに参加し、体験できる環境づくりが求められています。

「生涯学習に関する市民アンケート調査（平成22年度）」によると、高齢者がスポーツや運動を行う理由は、「健康・体力づくりのため」が最も多く、26.3%となっており、次いで、「楽しみや気晴らしとして」、「運動不足を感じるから」の順となっています。（図4）

図4 高齢者のスポーツや運動を行う理由

（出典：平成22年度生涯学習に関する市民アンケート調査報告書P12）



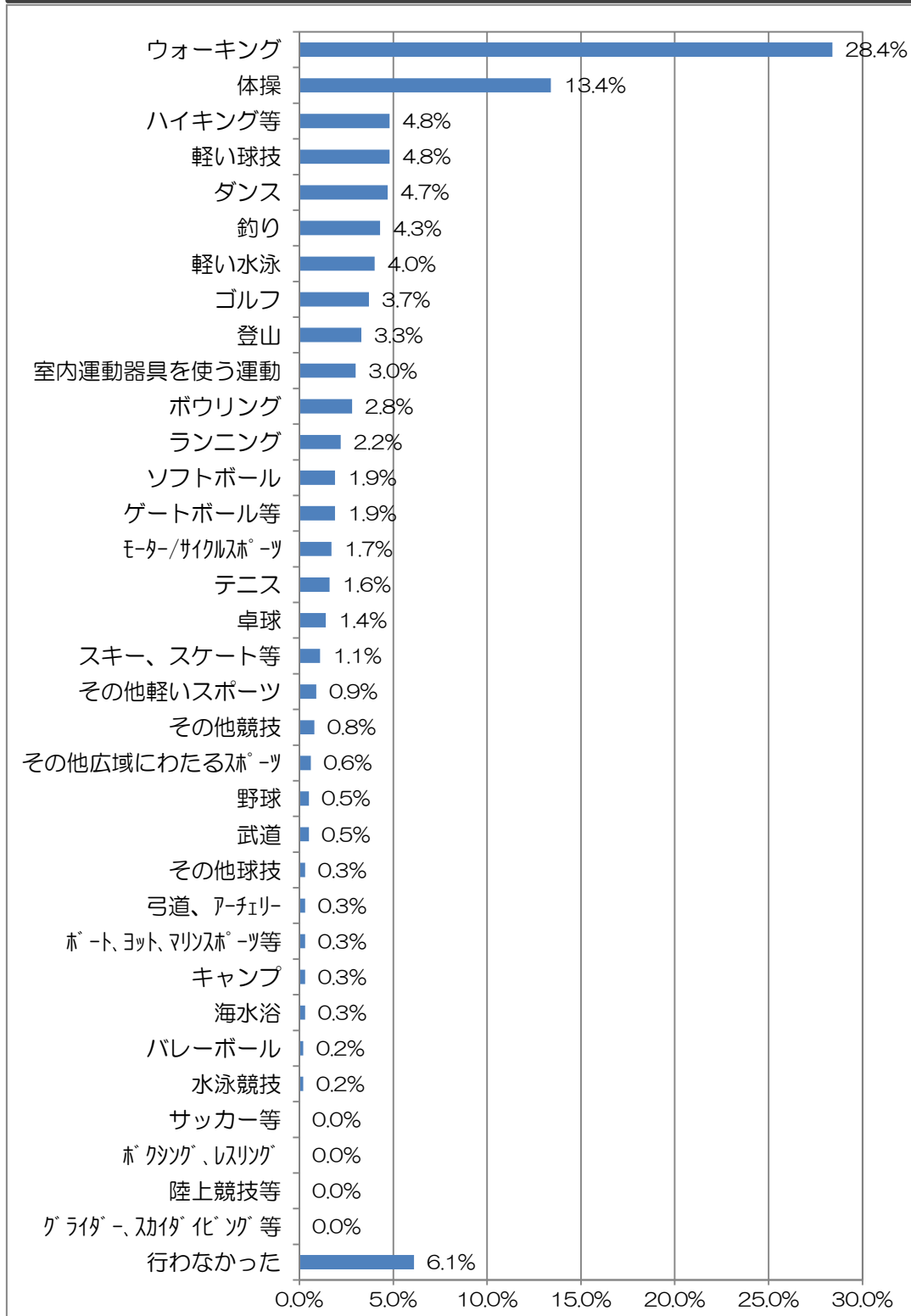
60歳以上のスポーツ実施頻度は、週に1～2回が39.5%と多く、次いで、週に3回以上が29.5%となっています。

年代別にみると、60歳代の男性では週に1～2回と3回以上がほとんど同じ結果でしたが、70歳以上の男性では週に1～2回が多くなっています。また、60歳代の女性と70歳以上の女性でも男性と同様の結果となっています。

また、一年間に行ったスポーツや運動は、気軽に取り組める「ウォーキング」や「体操」の人気の高くなっています。（図5）

図5 高齢者が1年間に行ったスポーツや運動

(出典:平成22年度生涯学習に関する市民アンケート調査書報告書P12)

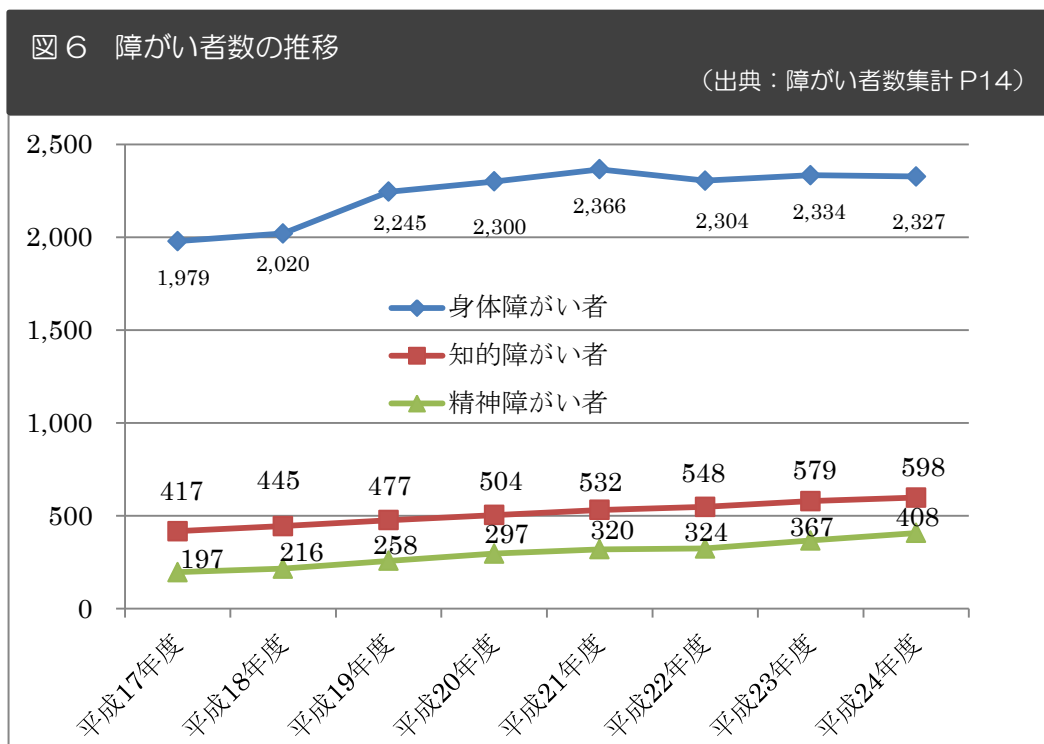


(4) 障がい者のスポーツ

「スポーツ基本法」の基本理念では、障がい者のスポーツについて、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進しなければならないとされています。また、法の附則では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとしています。

このように、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりが改めて重要視されるようになりました。

あきる野市における障がい者数は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも年々増加傾向にあります。(図6)

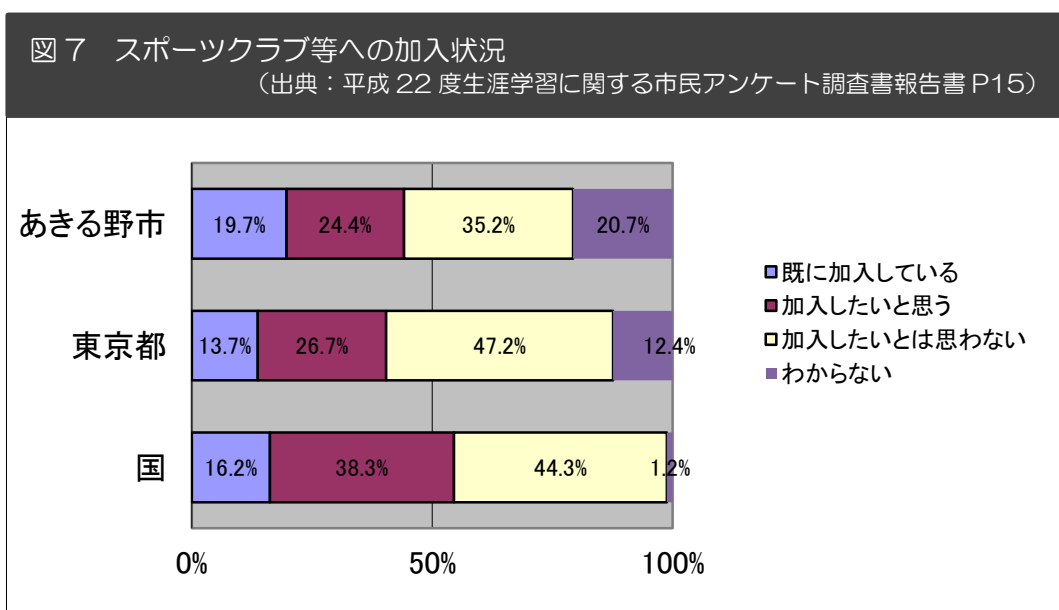


これまで市では、障がい者や高齢者を含む多くの市民が安心してスポーツ活動ができるよう、屋内スポーツ施設でのバリアフリー※(用語集を参照)化をはじめとしたハード面の整備に取り組んできましたが、今後は、障がい者スポーツの指導者育成やスポーツ・レクリエーション教室の開催など、ソフト面での充実が必要となります。

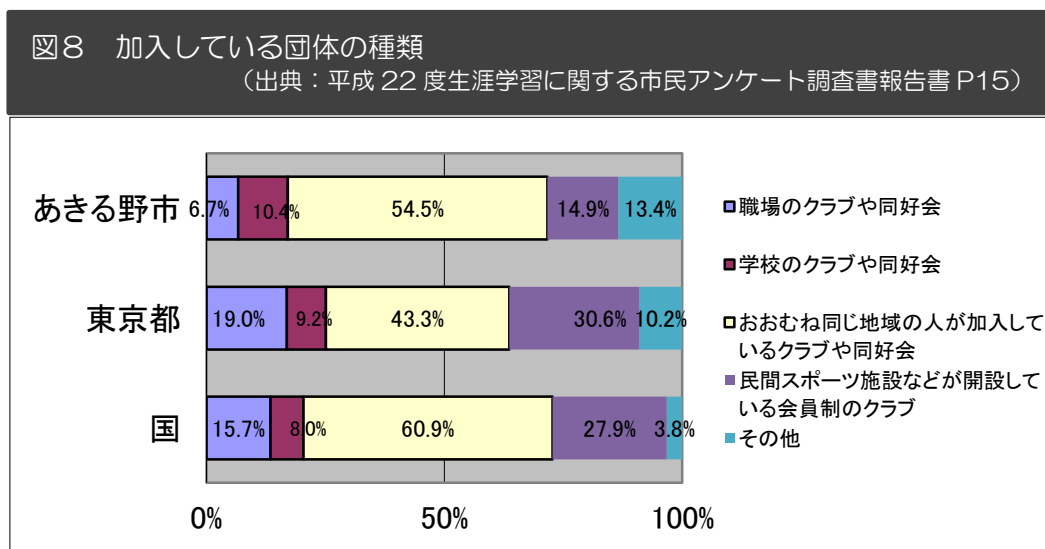
3 市のスポーツ団体の状況

(1) 団体への加入状況

生涯学習に関する市民アンケートの調査の結果では、スポーツクラブやサークルへの加入状況は、19.7%でした。国では16.2%、東京都全体では13.7%となっており、スポーツ団体への加入率は高い傾向となっています。(図7)



加入しているクラブやサークルの種類については、国や東京都の調査結果と比較すると、体育協会や地域のクラブ等への加入が高い一方で、職場のクラブへの加入が低い結果となっています。(図8)



(2) スポーツ団体の状況

市内には、各種のスポーツ関係団体があり、それぞれ多くの会員による活発な活動が継続して行われています。

① NPO 法人あきる野市体育協会加盟団体

NPO 法人あきる野市体育協会は、競技スポーツとレクリエーションスポーツを推進し、もって市民の健全な心身の育成と明るく豊かな市民活動の形成に寄与し、関係諸団体の発展と相互の親睦、連携を図ることを目的とした組織です。

加盟団体数は、29 団体（平成 25 年 4 月現在）ありますが、平成 22 年度以降会員数が減少する傾向がみられます。

また、スポーツ少年団についても 13 団体（平成 25 年 4 月現在）ありますが、やはり減少の傾向がみてとれます。

加盟団体の種別では、競技スポーツ系の団体が少ないものの、少年サッカー連盟や少年軟式野球連盟の会員数は多くなっています。

② 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツを親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する市民が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる特徴を持っています。このクラブは、地域住民によって自主的・主体的に運営されることから、地域でスポーツを行いたいと考えている方には、身近で大変有意義なスポーツ団体です。

市内では、平成 22 年 2 月に秋川地域を中心に活動する「あきる野総合スポーツクラブ（アスポルト）」が設立され、また、平成 24 年 4 月に、五日市地域を中心に活動する「五日市総合型地域スポーツクラブ（五日市クラブ）」が設立されました。

2つのクラブは、子どもの健全育成、生涯スポーツ社会の実現、地域コミュニティの活性化などを目標に、健康で文化的な地域社会の構築に寄与するためのスポーツ・文化活動を行っています。

会員数は、平成 25 年 3 月現在、アスポルトが約 460 人、五日市クラブが約 100 人となっています。今後 5 年間の目標会員数は、アスポルトが 1,000 人、五日市クラブが 300 人としています。

③ 社会教育関係団体

市では、社会教育関係団体への登録制度を設けており、登録した団体に対して、活動の場の提供や新規会員の紹介等の支援を行っています。

スポーツ関係の社会教育関係団体への登録数は、平成 24 年度で 130 団体となっています。

(3) 指導者・スポーツボランティア（支えるスポーツ）の状況

市では、「あきる野市民スポーツ・レクリエーション大会」、「秋川流域小中学生駅伝大会」や「サッカー教室」をはじめ多くのスポーツイベントを開催しています。これらスポーツイベントの開催にあたって、NPO 法人あきる野市体育協会所属のスポーツ団体やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等に多大なご協力をいただいています。

また、平成 25 年に開催のスポーツ祭東京 2013（東京多摩国体）では、前年のリハーサル大会で市民ボランティア組織の「ゆりーとサポートクラブ」を立ち上げ、本大会においても運営の大きな力となっています。

■ スポーツ推進委員とは

平成 23 年 8 月にスポーツ基本法が制定され、「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が変更されました。

スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業や住民へのスポーツ実技の指導、助言を行う役割を担っており、市から委嘱された方々です。

現在、18 人のスポーツ推進委員がそれぞれの地域で、スポーツ推進のための様々な活動に取り組んでいます。

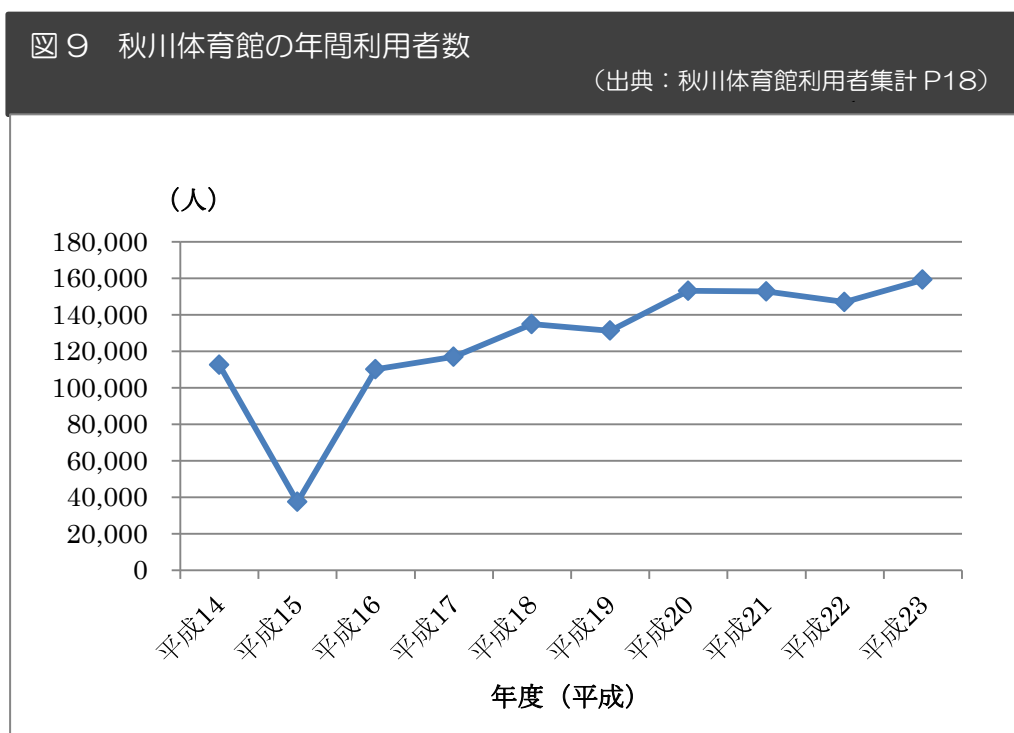


4 市のスポーツ施設と施策

(1) スポーツ施設

① 秋川体育館等の利用状況

平成 23 年度の秋川体育館の年間利用者数は約 16 万人で、1 日平均約 520 人の方々が利用しています。平成 14 年度からの利用者の推移は増加傾向にあり、10 年間で約 1.4 倍に増加しています。平成 15 年度は、体育館のリニューアル工事により一時的に利用者が減少しました。(図 9)

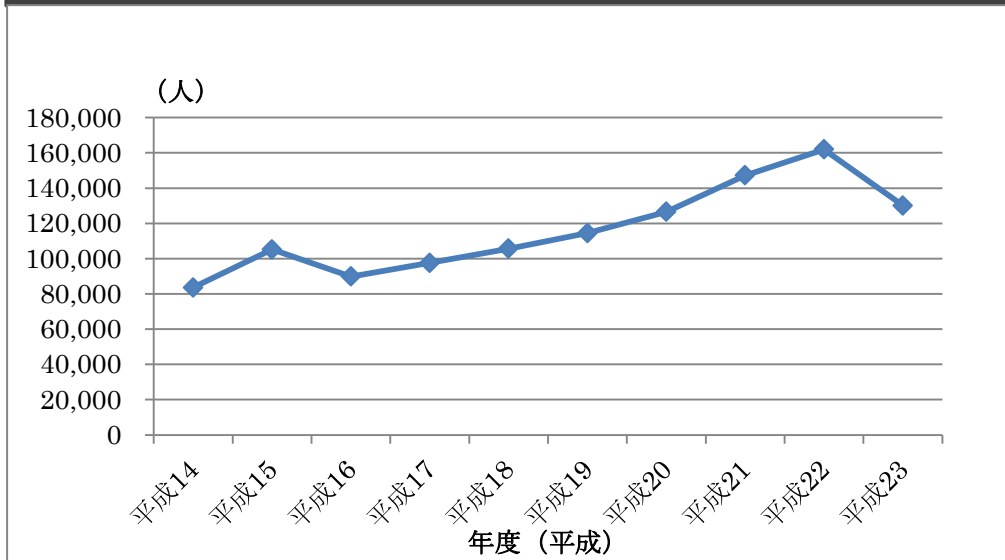


屋外運動場については、それぞれの施設では増減があります。

平成 23 年度は、東日本大震災の影響の下、夜間照明の使用抑制などに伴い利用者が減少しました。(図 10)

図10 屋外運動場の年間利用者数

(出典：屋外体育施設利用者集計 P18)



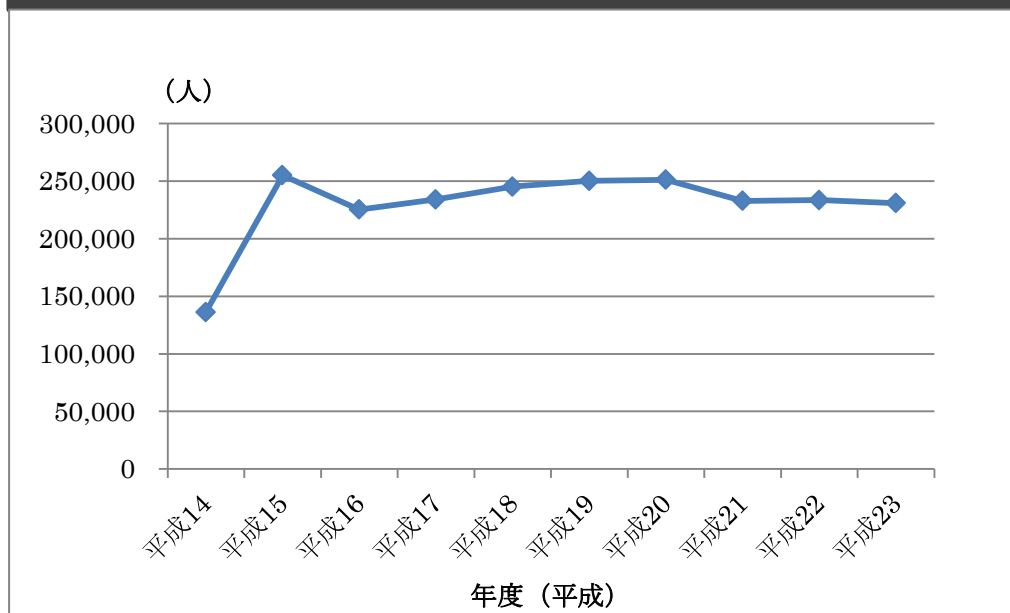
② 学校開放の利用状況

市では、小中学校の校庭、体育館等を学校教育に支障のない範囲で、スポーツ利用などに開放しています。利用者数は、横ばい状況にあり、この10年の年間平均利用者数は約23万人となっています。(図11)

学校開放の利用は、事前予約制で、原則として市内在住・在勤・在学で、成人を含む10人以上の団体に限っています。

図11 学校開放の年間利用者数

(出典：学校開放利用者集計 P19)



③ 公立体育施設の現状

公立体育施設の数をもっとも地域の 26 市で比較してみると、あきる野市は恵まれていることがわかります。(表 2)

特に、屋内水泳場、野球場、テニスコート、トレーニング場は充実しています。市立の陸上競技場はありませんが、都立秋留台公園には本格的な三種公認の陸上競技場があり、多くの市民に利用されています。

また、民間施設としては、テニスコートやゴルフ場、ゴルフ練習場、スイミングスクール、乗馬クラブなどがあり、スポーツ推進の一翼を担っています。



表2 公立体育施設の状況

(出典：東京市町村自治調査会、多摩地域データブック平成24年版)

市町村名	人口(人)	陸上競技場	多目的運動広場	硬式野球場	軟式野球場	少年野球場	テニスコート(クレイ)	テニスコート(砂入り人工芝)	テニスコート(ハード)	ゲートボール場	屋内水泳場	トレーニング場	柔道場	剣道場
八王子市	580,121	2	1	2	6	2	1	10	2	1	2	1	1	
立川市	179,484	1	3	1	5	3	3	1		3	3	2	1	2
武蔵野市	138,445	1	3		1			1			2	1	1	1
三鷹市	185,795		3		2		1	1	1	2	1	1		
青梅市	139,338	1		2	5		4	1	1			1		
府中市	255,199	1	2	1	4	3	2	12	1	5	1	2		
昭島市	112,235	1		1	2		2				1	1	1	1
調布市	223,613		7	2	2	3	1	2		7	1	1		
町田市	426,986	1	7	1	5			7	1		2	3	1	1
小金井市	119,126		1				1	1			3	2	1	1
小平市	186,826	1	5					2		4	2	2		
日野市	179,536	1			2	4	1	1	1		1	1	1	1
東村山市	153,229	1			1	2	1	1		6	1	1	1	1
国分寺市	120,413		2					2		4	2	2		
国立市	75,329				3			3			1	2		
福生市	59,677	1			3	4		2	2			2	1	1
狛江市	78,728		2		1			2				1		
東大和市	83,473		1		1				1	3		1		
清瀬市	74,056		2		3		1	2	1	6		1		
東久留米市	116,336		3		2		5				1	1	1	1
武蔵村山市	70,142	1	4	1	2	1	2					1	1	
多摩市	147,331	1		2	3		2	6	1		4	2		
稲城市	85,052	1	3		2		2	3	1	2		1	1	1
羽村市	56,923	1	1		2			1	1		2	2	1	
あきる野市	80,941		2	1	3	2	2	2			3	3	2	2
西東京市	198,687		3		2		1	3		1	2	2	1	1

(2) スポーツ施策

① 特色あるスポーツ関連施策

市では、健康の維持・増進、コミュニティ振興、子どものスポーツ推進などを図るため、多様なスポーツイベントを開催しています。(表3)

これからは、自然に親しみながらする健康づくりやスポーツなど、あきる野市の特徴を活かしたスポーツを推進することが重要な課題になってきます。

表3 多様なスポーツイベント
健康づくり事業
めざせ健康あきる野21 毎月21日を「ウォーキングの日」として、市内の山や神社を訪れながら健康の維持・増進に資するイベントです。毎回100人を超える参加者があります。
コミュニティ振興事業
あきる野市民スポーツ・レクリエーション大会 多くの町内会・自治会が都立秋留台公園に一堂に会し、スポーツとレクリエーションを楽しみます。毎年8,000人近くの競技参加者があります。
教育関係スポーツ事業
子どもすもう大会 小学生を対象にした相撲大会で、全ての小学校が参加し、総勢400人のまめ力士が個人戦、団体戦で競っています。
著名講師によるランニングクリニックと小・中学生駅伝大会 (秋川流域子ども体験塾) 秋川流域3市町村(あきる野市、日の出町、檜原村)で合同開催し、平成24年度は、小学生64チーム352人、中学生チーム196人の参加がありました。
サッカー教室と著名講師によるパネルディスカッション トップアスリート(Jリーガー元全日本代表の6人)を招いて、小・中学生270人の参加の下に、基本技術のコーチングやミニゲームを実施しました。その後の指導者や保護者を対象にしたパネルディスカッションには150人の参加がありました。

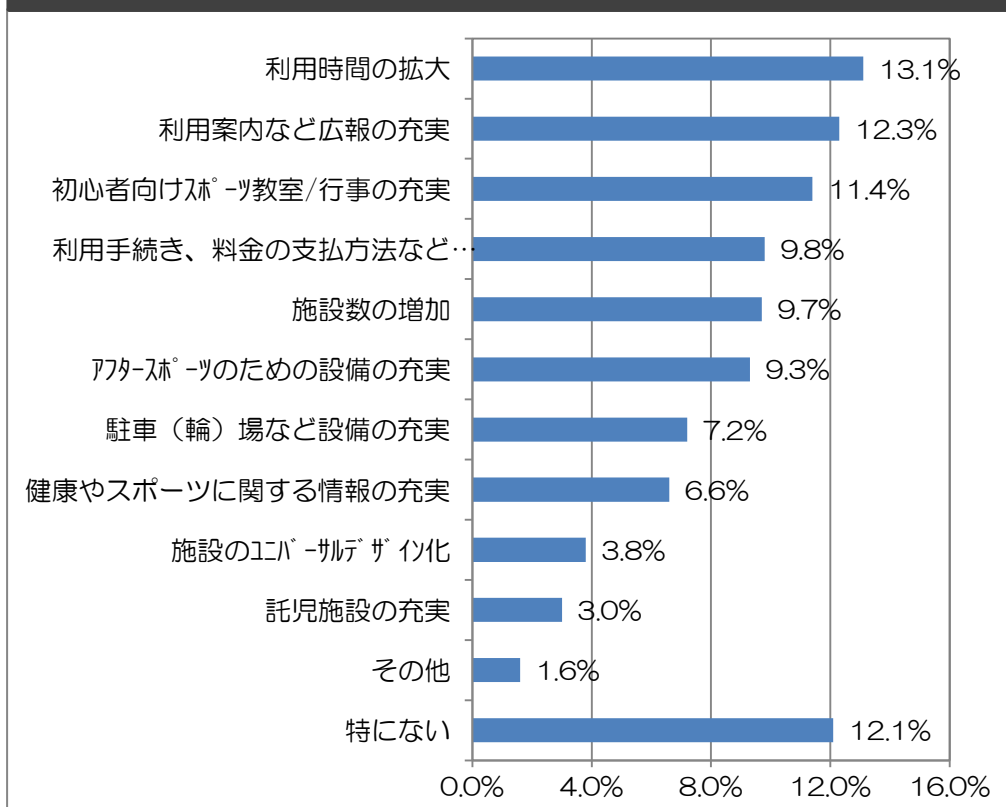
② 施設の整備、充実に対する要望

生涯学習に関する市民アンケート調査の結果では、身近な公共施設について市が取り組む施策として、「利用時間の拡大」、「利用案内など広報の充実」、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」が11%から13%で、ソフト面での充実が上位を占めています。

一方で、「施設数の増加」や「駐車（輪）場など設備の充実」など、ハード面の整備の要望もあります。（図12）

図12 公共スポーツ施設への要望

（出典：平成22年度生涯学習に関する市民アンケート調査報告書P23）



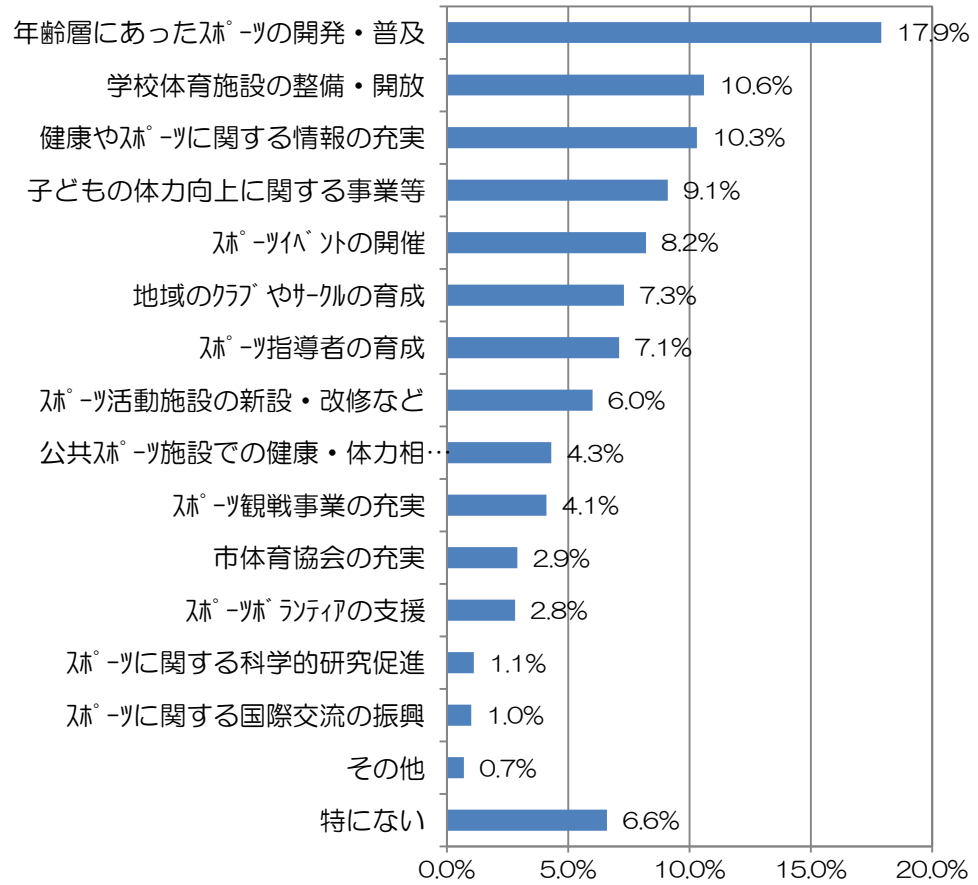
③ スポーツ・運動を推進するための要望

スポーツや運動を推進させるために取り組むべきこととしては、「年齢層にあったスポーツの開発・普及」が17.9%で最も高く、「学校体育施設の整備・開放」、「健康やスポーツに関する情報の充実」の順となっています。

また、20・30歳代の子育て世代では、「子どもの体力向上に関する事業等」を望む声が多くなっています。（図13）

図 13 スポーツ推進のために取り組むべきこと

(出典：平成 22 年度生涯学習に関する市民アンケート調査書 P23)



第3章 課題の整理と計画の方向性

1 スポーツ推進に向けた課題

「スポーツに関心がない」又は「スポーツに関心はあるが運動不足を感じている」市民、また、すべての世代におけるスポーツ推進に向けての課題を整理します。

(1) 子育て世代・働き盛り世代におけるスポーツ実施率の向上

スポーツ実施状況をみると、男女とも30歳代以降の世代で運動不足を感じている人が多く、これは、子育てや仕事で重責を担う働き盛り世代ではスポーツをする時間がなかなか取れないことを物語っています。

そのため、親子や家族で、比較的軽い運動を中心としたスポーツの機会の拡充など、気軽に参加できる仕組みづくりが課題となっています。

(2) 子ども世代における体力づくりの推進

あきる野市の児童・生徒の体力・運動能力は、東京都の平均は上回っているものの、全国平均は下回っています。これに加え、運動をする子どもとしない子どもの体力は二極化傾向にあるといわれており、運動・スポーツへの関心を高めることが課題となっています。

学校での体育はもとより、保育園、幼稚園等における幼児期からの運動習慣の取組や地域でスポーツを楽しめる環境づくり、適切な指導ができる指導者の養成が求められています。

(3) 高齢者や障がい者のスポーツ推進

あきる野市の高齢世代では、70%以上が運動不足を感じています。また、運動をする目的としては、「健康・体力づくりのため」や「楽しみや気晴らし」が多くなっており、競技スポーツよりも地域のコミュニケーションや交流が楽しみ、健康の維持・増進につながる軽スポーツの普及が期待されています。

一方、団塊の世代の高齢化が始まっており、定年退職後の生活サイクルの充実が挙げられる中、運動・スポーツはその有効手段であるといわれています。そのため、身近で気軽にできるスポーツ団体等による高齢者向けのプログラムの充実が重要になってきます。

障がい者のスポーツについて東京都が実施した調査によると、スポーツや運動をしない理由の上位は、「運動やスポーツは無理」や「運動やスポーツが嫌い」となっています。この結果から、障がい者が気軽にスポーツに接する機会を充実

するために、ユニバーサルデザイン※(用語集を参照)やアダプテッド・スポーツ※(用語集を参照)の観点を踏まえ、プログラムの整備や専門知識を持った指導者の育成などの必要があるといえます。

2 スポーツ活動推進のための方向性

誰もが気軽にスポーツや運動ができる環境づくりに向けて、スポーツ指導者の育成やスポーツ施設の整備・充実、情報発信など、スポーツ活動を推進するための方向性を次のとおりとします。

(1) 団体・指導者・ボランティアの支援

あきる野市では、2つの総合型地域スポーツクラブが活発な活動が行われていますが、設立から間もないことから地域での認知度は十分ではないため、アスポルトと五日市クラブの周知活動などを積極的に行います。

また、子どもから高齢者、障がい者までが運動能力や体力に応じてスポーツや運動ができるよう、スポーツ指導者の養成・充実が求められていることから、各種スポーツの指導者に対する研修機会を設けることが必要です。

さらに、体育協会や総合型地域スポーツクラブには、地域のニーズに即した指導的な役割を担うとともに、アスポルトや五日市クラブがスポーツのハブ拠点※(用語集を参照)となって、地域で気軽にスポーツが行える環境を整えることも重要です。

一方、「支えるスポーツ」としては、スポーツボランティアへの参加拡大を図るため、市民が気軽に参画できる体制づくりなどに取り組む必要があります。

(2) スポーツ施設の充実と効率的活用

施設に対する市民ニーズの上位には、「利用時間の拡大」や「利用案内など広報の充実」があり、今後、指定管理者のノウハウなどを導入した既存施設の効率的な活用が必要になってきます。

また、小・中学校の体育施設の利用率は高く、地域で身近に利用できる施設として、重要性が高いことがうかがえます。

さらに、施設によっては利用頻度が非常に高い状況もあり、今後は、利用者のニーズに合わせた施設の整備や付帯設備の充実も必要になります。

(3) 情報発信の工夫・充実

これまで、市や指定管理者により、スポーツ施設の紹介や利用案内の充実に努

めてきましたが、アンケート調査では「健康やスポーツに関する情報の充実」が上位に位置していることから、今後は、各種団体等が行っているスポーツ関連事業等についても情報発信の工夫や充実を図る必要があります。

(4) スポーツを通じたまちづくりの推進

緑と水に恵まれたあきる野市では、その環境を活かした健康づくりやスポーツの取組が行われており、また、多摩地域の中ではスポーツ施設の数も多く、身近でスポーツを行いやすい環境にあります。

このような特性を活かしながら、ウォーキングやスポーツ・レクリエーション大会、小・中学生駅伝大会など、多様な取組が進められてきましたが、少子高齢化が進行する中、新たな仕組みづくりの必要性もでてきました。

また、市内の企業と連携した「アクアスロン（水泳とランニングを取り入れた競技）」や「リレーマラソン（2人以上でリレーをしながら走る競技）」など、レジャー施設を活用したスポーツ機会の拡充を図ることも必要です。

全日本女子バレーボールチームの木村沙織選手や国際パラリンピック・アルペンスキーワールドカップ全種目の年間総合優勝の森井大輝選手など、あきる野市在住のトップアスリートがアンバサダー※(用語集を参照)として活動することで、スポーツを通じた地域の活性化やイメージアップを図るためのプロモーションを展開していくことも必要です。



(木村沙織選手)



(森井大輝選手)

3 目指すべき姿

あきる野市は、東京都内にありながら豊かな自然に恵まれ、優れた歴史・文化を引き継ぐまちで、このような地域特性を活かしながら、いろいろな分野で市民と協働した魅力あるまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、急速に少子高齢化が進む中、地域活力の向上や安心して暮らすことのできる環境づくりなど、将来にわたり安心・安全に暮らせるまちづくりが求められています。

このような社会背景や地域特性の下、スポーツ団体や市民、企業との協働の取組を基本に、すべての年代の人々や障がいのある方々が、ライフステージに応じたスポーツや健康づくりを通じて、健全なまちの実現を目指します。

また、スポーツは地域コミュニティ形成や経済の活性化を促すものとして、多くの役割が期待されています。スポーツの持つ多面的な性格を活用して、トップアスリートによる国際交流や市内の企業との連携によるスポーツイベント、観光事業など、あきる野ならではの活気に満ちたまちづくりを目指します。



4 数値目標

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、目的などに応じて、身近な場所でスポーツに親しみ、楽しみながら、誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを実現するための数値目標を、成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%としました。

数値目標

成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%

(参考)

国のスポーツ立国戦略(平成22年)における目標値は、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人(約67%)となることとしています。

一方、東京都では、スポーツの概念を広く捉え、70%以上としています。

本計画でも、スポーツを広く定義していることから、数値目標を70%としました。

全国及び東京都とのスポーツ実施率の比較

全国平均(平成21年)	45.3%
東京都平均(平成21年)	43.4%
あきる野市(平成22年)	47.1%

5 基本目標

基本理念の実現と数値目標の達成に向けて、本章の1で掲げた「スポーツ推進に向けた課題」に基づき、次の4つを基本目標とします。

基本目標 1

すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進

市民が、生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を充実し、スポーツ活動を推進します。

基本目標 2

スポーツが気軽にできる場の確保

誰もが気軽にスポーツや運動ができる環境づくりに向けて、学校体育施設の開放や既存施設等の整備・充実など、スポーツができる場の整備を行うとともに、民間のスポーツ施設等とも連携を図り、スポーツ活動の場の拡大を図ります。

基本目標 3

スポーツ活動を支援する環境の整備

スポーツ活動を支える指導者の専門知識の習得やスポーツ・ボランティアなどの育成・支援など、また、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、市民のニーズに即した指導者の育成体制を整えます。

基本目標 4

市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり

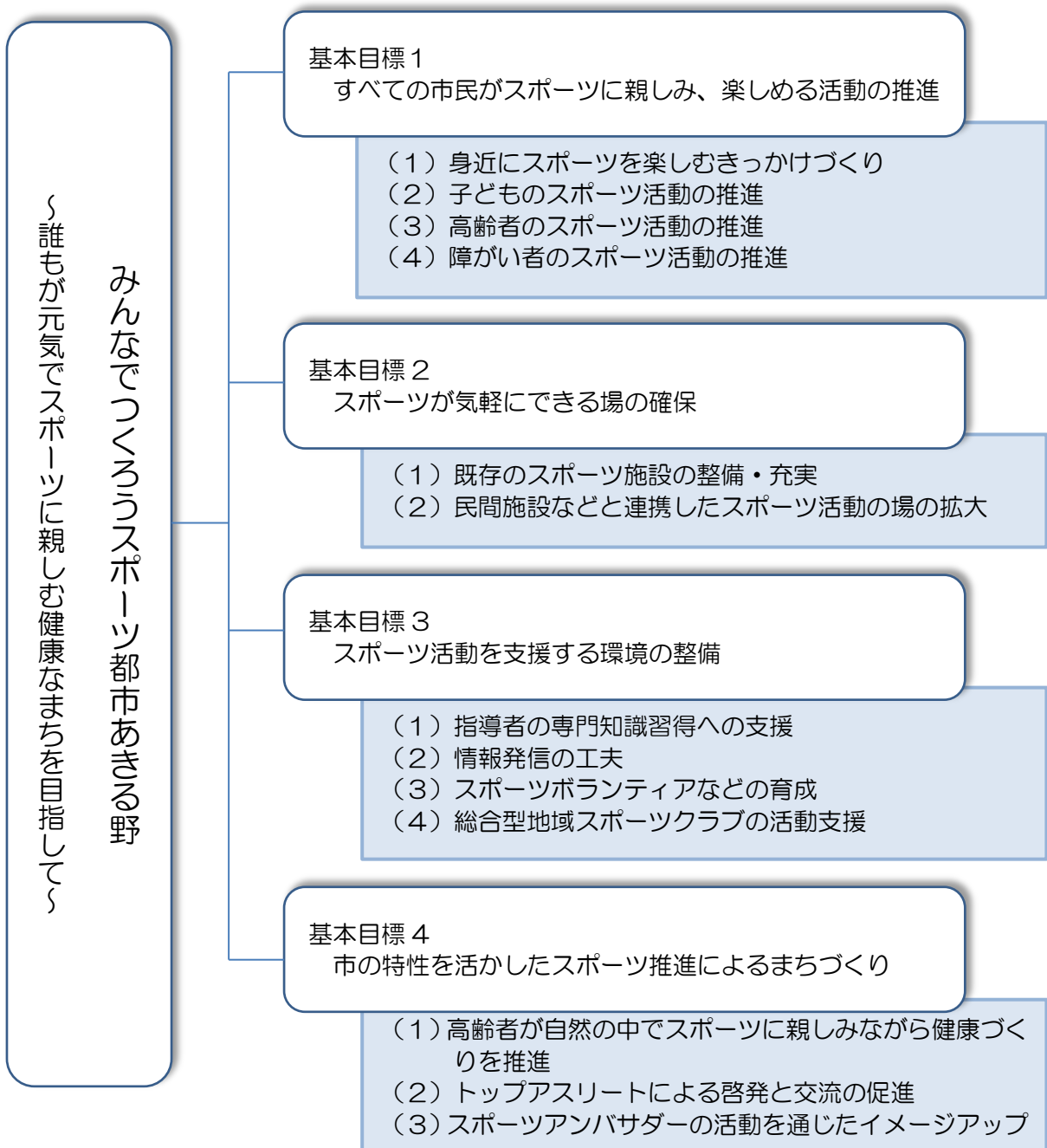
超高齢社会において、高齢者がスポーツに気軽に触れることのできる環境づくりを行い、より多くの高齢者が豊かな自然の中でスポーツや健康づくりを行える取組を進めます。

また、トップアスリートによるスポーツ教室やスポーツ交流会を通じた市民との交流促進やアンバサダー（スポーツ大使）として、あきる野市のイメージアップや認知度の向上を図るなど、スポーツを通じたまちづくりを推進します。

第4章 具体的施策の展開

本章では、基本理念の下、第3章の基本目標に沿った施策の体系と具体的な事業の内容を明示します。

施策の体系図



基本目標 1

すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進

市民が、生涯にわたり興味や目的に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、世代ごとのレベルやニーズに合った様々なスポーツ活動の機会や場を充実し、スポーツ活動を推進します。

(1) 身近にスポーツを楽しむきっかけづくり

各種スポーツ教室や大会・イベント等の開催により、楽しみながらスポーツを行うきっかけをつくります。

また、生活習慣病予防や高齢者の健康増進など、健康福祉と連携してスポーツ活動への参加啓発を図ります。

さらに、スポーツ実施率の低い子育て世代や働き盛り世代が興味を持てるイベントなどの開催を検討していきます。

① 地域スポーツ教室の開催	生涯学習スポーツ課
市民が様々なスポーツを楽しむことができるきっかけづくりの場を提供するために、NPO法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携して、地域スポーツ教室などを開催します。 また、誰もが気軽に接することのできるニュースポーツ※(用語集を参照)の普及に努めます。	
② あきる野市総合スポーツ祭の開催	生涯学習スポーツ課
競技スポーツによる大会の開催を通して、多くの市民の参加とスポーツ推進活動の活性化を図ります。	
③ 第68回国民体育大会(東京多摩国体)	国体推進室
国民体育大会では、日本のトップアスリートが様々な競技を繰り広げます。市では、ソフトボール競技、自転車ロードレース競技、馬術競技を行います。この開催により、身近な場所で様々な競技を見る機会が得られ、今後トップアスリートを目指す人材の育成と、スポーツを通じて、まちづくりの推進を図る契機とします。	

④ スポーツイベントの開催	生涯学習スポーツ課
<p>NPO 法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等による、多種多彩なスポーツイベントを実施します。そこでは、スポーツの楽しさを体感し、市民相互の交流を深め、スポーツを気軽に楽しめる機会を図ります。</p>	
⑤ パブリックビューイング※(用語集を参照)の実施	生涯学習スポーツ課
<p>「見るスポーツ」として、市民や市の出身のトップアスリートが活躍する国際大会等の中継を、スポーツ関係者や市民が一堂に集まりパブリックビューイングを見ながらみんなで応援することにより、スポーツの持つ一体感やスポーツの関心を高めていきます。</p>	
⑥ 健康教育事業	健康課
<p>生活習慣病予防、運動による体力の維持、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とした講習会等を実施します。</p>	
⑦ 健康相談事業	健康課
<p>心身の健康に関する個別の相談に応じ、「運動」、「栄養」、「休養」の健康づくりの三大要素を中心に必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施します。</p>	
⑧ 機能訓練事業	健康課・高齢者支援課
<p>健康づくり市民推進委員会を中心に、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員などの協力を得て「地域イキイキ元気づくり事業」（軽体操や健康ワンポイントアドバイスの実施）として地域の会館などで開催します。</p>	
⑨ 健康診断健（検）診事業	健康課
<p>メタボリックシンドローム、生活習慣病、がん、歯周疾患などの予防や早期発見を目的として各種健康診断や検診を実施します。また、メタボリックシンドロームの対策としての運動の実践についても合わせて啓発して行きます。</p>	
⑩ リズム体操研修	健康課
<p>健康づくり市民推進委員会が活動の基礎となるリズム体操を習得し、地域において実践することで、健康づくりを進めます。</p>	

⑪ レクリエーション研修	健康課
健康づくり市民推進委員がレクリエーションの手法を学び、地域において実践することで健康づくりを進めます。	
⑫ 健康のつどい	健康課
市民が健康で明るい生活を送るために健康づくりの三要素である「運動」、「栄養」、「休養」が日常生活にバランス良く取り入れられるように、健康に対する意識の向上を図り、疾病の予防を目的として開催します。	
⑬ めざせ健康あきる野 21 事業	健康課
「めざせ健康あきる野 21」計画に基づいた事業を市民と協働で実施し、「ふれあい いきがい 元気なまち」を目指します。	
⑭ あいさつ標語カルタ大会の開催	生涯学習スポーツ課
「おとなが手本のあきる野市推進事業」において募集・選定・作成した「あいさつ標語カルタ」を使用し、子どもから大人までが「やさしい言葉、元気なあいさつ」を実践する機会として開催します。	
⑮ あきる農を知り隊（農ウォーク）の開催	農林課
市内の農地を訪ね歩いて農作物の収穫体験を行います。 このイベントでは、農作物の収穫体験を通して、農業に対する更なる理解と農業者との交流を深め、あきる野農業への親近感の向上に寄与することを目的としていきます。	

(2) 子どものスポーツ活動の推進

幼児期からスポーツに親しむことは、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、生涯を通じて、楽しみながらスポーツに取り組める意識の向上や運動習慣の確立につながります。

子どもたちが、スポーツに対する興味・関心や体力・運動能力の向上を目指した取組を通して、子どもたちのスポーツをする機会を増やせるよう、家庭への啓発を進めます。

① 親子のびのび開放教室の開催	生涯学習スポーツ課
親子でのびのびと自由に遊べる広い場所を開放し、保護者相互の交流の場も提供します。	

② 子ども対象のスポーツ大会の開催	生涯学習スポーツ課
<p>子どもすもう大会、ドッジボール大会及び秋川流域小・中学生駅伝大会は、毎年継続して開催しています。</p> <p>競技を通して相互の理解と協調性や連帯感を高め、各学校との交流を図るとともに、個々の体力の向上を図ります。</p>	
③ 児童館等におけるスポーツ事業の開催	児童課
<p>児童の健全育成のため、学習、遊び、スポーツなどの場と機会を提供します。児童館等の事業において、スポーツ・遊びを通して体力増進を図ります。</p>	
④ 子ども家庭教育支援センターの運営	子育て支援課
<p>子育てに関すること、家庭に関すること、友達に関することなど、子どもに関する相談に応じ、子育てグループへの支援の実施や「るのキッズ通信」等による情報提供を行います。</p> <p>また、身体を動かし親子や子どもたちだけで楽しめる行事を企画したり、自由遊び等を行い親子の心身の健康づくりを図ります。</p>	
⑤ 校庭の整備	施設営繕課
<p>小中学校の校庭は、体育の授業や課外活動など一年を通して、良好な環境を維持するように整備していきます。</p>	
⑥ 園庭等の開放	児童課
<p>未就園児に対して、市立の保育園の園庭や園舎等を開放し、遊び場の提供を行います。</p>	
⑦ 地区運動会の推薦	生涯学習スポーツ課
<p>運動会を通して、地域の大人や子ども同志の交流を深めるとともに、協力し行動する事などを学ぶ機会として、青少年の健全育成を図ります。</p>	
⑧ スポーツレクリエーション大会の開催	生涯学習スポーツ課
<p>市民が一堂に会するスポーツレクリエーション大会を通じて、体力づくりや健康づくりの増進を目指します。また、子ども達が気軽に参加できる種目を検討します。</p>	

⑨ 部活動外部指導員の活用	指導室
部活動の活性化を目指して、地域で活躍されている指導者を部活動外部指導員として活用していきます。	
⑩ 体力向上委員会の設置	指導室
各学校の代表 1 名で組織する「体力向上委員会」を設置し、体力調査の方法について共通理解を図るとともに、調査結果の活用について検討し、各学校の体力向上に向けた取組に反映させていきます。	
⑪ スポーツ教育の推進	指導室
<p>各学校では、体力や運動能力の調査結果等を受けて、一校一組や一学級一実践など、児童・生徒の健康増進や体力向上に向けた取組を充実させていきます。</p> <p>また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、国民体育大会をはじめとする国内及び国際的なスポーツ大会などの意義とスポーツが国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、積極的に運動に親しむことができるよう、スポーツ教育を推進していきます。</p>	
⑫ 中学生の「東京駅伝」への参加	指導室
東京都教育委員会が実施する中学校第2学年を対象とした区市町村対抗の駅伝競走に参加し、中学校の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競走力の向上を図っていきます。	

(3) 高齢者のスポーツ活動の推進

健康づくりや体力づくりなどスポーツを通じたコミュニケーションや仲間との交流を楽しむ高齢者が増加しています。

スポーツを通じた体力の維持・増進や介護予防の推進を図るため、高齢者向けの各種講座の開設や手軽な運動・スポーツを体験できるイベントを開催します。

また、高齢者が気軽にできるニュースポーツの推進を図ります。

① スポーツ環境づくり事業	生涯学習スポーツ課
自然の中でウォーキングなどのスポーツを楽しみながら、健康づくりを行うなど、高齢者が身近で気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。	

② 高齢者向けのスポーツ教室等の開催	生涯学習スポーツ課、高齢者支援課
<p>スポーツを通じて健康・体力づくりや楽しみ、気分転換など、ふれあいながら気軽に参加できる教室やイベントを、NPO法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携して実施します。</p> <p>また、スポーツ推進委員と連携し、高齢者が気軽に参加できるニュースポーツを取り入れた教室の実施に努めます。</p>	
③ スポーツレクリエーション大会の開催（再掲）	生涯学習スポーツ課
<p>市民が一堂に会するスポーツレクリエーション大会を通じて、体力づくりや健康づくりの増進を目指します。また、高齢者が気軽に参加できる種目を検討します。</p>	
④ 地域イキイキ元気づくり事業	健康課、高齢者支援課
<p>健康づくり市民推進員、ふれあい福祉委員、民生・児童委員や町内会・自治会役員などが中心となり、体操やレクリエーションを行うとともに、健康のワンポイントなどのアドバイスを行います。</p>	
⑤ めざせ健康あきる野21講座	健康課、高齢者支援課
<p>高齢者クラブ等との連携により、高齢者が地域で元気にいきいきと暮らせるように、体を動かすことや健康に関する講座を開催し、健康づくりを推進します。</p>	
⑥ 農援隊事業	高齢者支援課
<p>農地等の周辺を利用したウォーキングや農産物の育成収穫体験により、健康増進を図ります。</p>	
⑦ 介護予防（はつらつ元気アップ）の開催	高齢者支援課
<p>筋力向上に役立つ体操、低栄養予防講話、口腔体操などを実施します。</p>	
⑧ あきる農を知り隊（農ウォーク）の開催（再掲）	農林課
<p>市内の農地を訪ね歩いて農作物の収穫体験を行います。</p> <p>このイベントでは、農作物の収穫体験を通して、農業に対する更なる理解と農業者との交流を深め、あきる野農業への親近感の向上に寄与することを目的としています。</p>	

(4) 障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者の健康増進と社会参加を促進するために、スポーツにふれる機会の充実を目的に、気軽にスポーツを楽しむことができるような、プログラムなどの提供により、多くの障がい者が積極的にスポーツに参加できるような環境整備を図っていきます。また、障がい者スポーツへの理解を深めるための啓発活動などに取り組んでいきます。

① 障がい児水泳教室の開催	生涯学習スポーツ課
障がい児が基本的な泳ぎを覚えることにより、楽しく安全に水に親しむことができるよう、継続して水泳教室を実施します。	
② 障がい者と健常者が共に行うスポーツ大会の開催	生涯学習スポーツ課、障がい者支援課
身体障がい者の機能回復と知的障がい者の社会参加を促進するために開催します。	
③ 障がい者スポーツの理解教育	生涯学習スポーツ課、障がい者支援課
障がいの有無を越えたスポーツが盛んに行われるよう、市民を対象に研修会等を実施します。	
④ 障がい者スポーツ指導者の育成	生涯学習スポーツ課
障がい者にスポーツを指導する上で、専門的な指導技術や医学的な知識を必要とすることから、指導者の知識の向上を図ります。	
⑤ 障がい者スポーツ・レクリエーション教室の開催	生涯学習スポーツ課、障がい者支援課
年齢や障がいの程度に応じた気軽にできるスポーツを普及するために、各種事業を開催します。	
⑥ 障がい者スポーツ選手の講演会と実技披露の開催	生涯学習スポーツ課、障がい者支援課
障がいを持ったアスリートを招き、講演会や実技披露を行うことで、障がい者スポーツの理解と普及に務めます。	
⑦ 市民運動会等における障がい者スポーツ体験・紹介ブースの設置	生涯学習スポーツ課、障がい者支援課
市民運動会等の人が多く集まる場を利用し、障がい者スポーツの理解、普及を図ります。	

基本目標 2

スポーツが気軽にできる場の確保

誰もが気軽にスポーツや運動ができる環境づくりに向けて、学校体育施設の開放や既存施設等の整備・充実など、スポーツができる場の整備を行うとともに、民間のスポーツ施設等とも連携を図り、スポーツ活動の場の拡大を図ります。

(1) 既存のスポーツ施設の整備・充実

既存のスポーツ施設をより多くの市民が利用し、スポーツを楽しめるようにスポーツ施設の整備や付帯設備の整備を進めます。

① 市立のスポーツ施設等の環境整備	生涯学習スポーツ課
市内には、体育館、野球場、サッカー場、プール、テニスコートなど様々なスポーツ施設があります。 これらのスポーツ施設の計画的な整備を行い、市民がより身近な場所でスポーツ活動を楽しめるような場の充実を図ります。	
② 校庭及び体育館等の整備	生涯学習スポーツ課、施設営繕課
市民へ開放している市立小中学校の校庭及び体育館について、計画的に整備を行い、地域の人々のスポーツ活動の拠点として充実を図ります。	

(2) 民間施設などと連携したスポーツ活動の場の拡大

民間事業者と連携し、市民の誰もが参加できるスポーツ事業の充実に努めるとともに、民間事業者等が主催する事業への参加の呼びかけや市民のスポーツ活動への参加の拡大を図ります。

① 民間事業者の企画するスポーツイベントへの支援	生涯学習スポーツ課
民間事業者と連携し、お互いの持つ施設等を有効活用できる取組を検討していきます。	

基本目標 3

スポーツ活動を支援する環境の整備

スポーツ活動を支える指導者の専門知識の習得やスポーツ・ボランティアなどの育成・支援など、また、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、市民のニーズに即した指導者の育成体制を整えます。

(1) 指導者の専門知識習得への支援

スポーツを推進するためには、指導者の人材育成や活動促進は、重要な取組となります。そのためには、スポーツ推進委員やNPO法人あきる野市体育協会所属のスポーツ指導員等の資質向上に向けた研修等を実施し、スポーツ活動への参加の促進を図ります。

① スポーツ推進委員の活動支援	生涯学習スポーツ課
スポーツ推進委員は、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツ実技の指導、スポーツに関する助言を行う役目を担っています。 スポーツ推進委員の資質向上に向け、地域スポーツ推進のための研修等を実施し、活動を支援します。	
② NPO法人あきる野市体育協会所属団体の各スポーツ指導員への支援	生涯学習スポーツ課
NPO法人あきる野市体育協会所属団体の各スポーツ指導員における、スポーツの技術の向上や指導者としての育成を図るための研修等を実施するなど、活動を支援します。	
③ 高齢者スポーツ推進のための指導者の育成支援	生涯学習スポーツ課
高齢者が気軽にスポーツに親しむことができるように、NPO法人あきる野市体育協会で行う高齢者スポーツ指導者の育成等について支援します。	
④ 障がい者スポーツ指導者の育成（再掲）	生涯学習スポーツ課、障がい者支援課
障がい者が気軽にスポーツに親しめるよう、障がい者スポーツについて十分な知識を有する指導者を育成します。	

(2) 情報発信の工夫

スポーツ施設の紹介や利用案内のほかスポーツ関連事業やスポーツ団体などの情報について、市民の興味や関心がわくような方法について検討していきます。

① ホームページの充実	生涯学習スポーツ課
市と五日市ファインブラザ、秋川体育館などの指定管理者、NPO法人あきる野市体育協会などのホームページを活用し、スポーツ情報を提供していきます。	
③ スポーツ施設の周知や利用案内	生涯学習スポーツ課
スポーツ施設利用案内により、施設の周知及び利用方法をお知らせしています。 今後は、さらに内容を充実し、多くの市民にスポーツ施設を利用していただけるよう情報提供に努めます。	

(3) スポーツボランティアなどの育成

スポーツを支える人材として、生涯学習人材バンクの活用やスポーツボランティア育成等、その重要性が増していますので、活動への参加促進を図ります。

① スポーツボランティアへの参加促進	生涯学習スポーツ課
スポーツレクリエーション大会、秋川流域小・中学生駅伝大会、国体などを開催する中で、生涯学習人材バンクの活用やスポーツボランティアが参加する機会を増やし、参加を促進していきます。	

(4) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

市内で活動している二つの総合型地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、市民の関心や参加意欲が高まるよう、クラブの活動に関する情報発信を行います。

① アスポートと五日市クラブの活動支援	生涯学習スポーツ課
現在、設立され運営されている二つのスポーツクラブに対して事業等の運営を支援するとともに、スポーツクラブの活動に関する情報発信等も支援していきます。 また、市のスポーツ推進を展開する上で、スポーツクラブには、スポーツのハブ拠点となるように支援をしていきます。	

基本目標 4

市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり

超高齢社会において、高齢者がスポーツに気軽に触れることのできる環境づくりを行い、より多くの高齢者が豊かな自然の中でスポーツや健康づくりを行える取組を進めます。

また、トップアスリートによるスポーツ教室やスポーツ交流会を通じた市民との交流促進やアンバサダー（スポーツ大使）として、あきる野市のイメージアップや認知度の向上を図るなど、スポーツを通じたまちづくりを推進します。

（1）高齢者が自然の中でスポーツに親しみながらの健康づくりを推進

健康づくりや体力づくり、スポーツを通じたコミュニケーションや仲間づくりを求めている高齢者が増加しています。

これらのニーズに対応するため、高齢者向けのスポーツ教室やスポーツイベントの開催、スポーツクラブ活動の充実を図ります。

また、高齢者のスポーツ活動に合ったニュースポーツの推進を図ります。

① ウォーキングの普及	生涯学習スポーツ課、健康課
市の地域特性を活かし、高齢者が気軽に参加できるウォーキングコースを設定し、ウォーキングを通じたコミュニケーションや仲間との交流を楽しめるよう普及します。	
② スポーツレクリエーション大会の開催（再掲）	生涯学習スポーツ課
市民が一堂に会し、スポーツとレクリエーションを通じて体力づくりや健康づくりを目的とするスポーツレクリエーション大会において、高齢者が気軽に参加できる種目を検討します。	
③ ニュースポーツの推進	生涯学習スポーツ課
スポーツ推進委員と連携して、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりなど、高齢者が気軽に参加できる教室やイベントを開催し、ペタンクやターゲットバードゴルフ等のニュースポーツを開催します。	
④ 気軽にできる環境づくり	生涯学習スポーツ課
高齢者が気軽にスポーツを楽しめるように、施設を利用しやすい環境を整備していくことを検討します。	

(2) トップアスリートによる啓発と交流の促進

生涯スポーツ社会を実現するためには、全ての市民が多様な形でスポーツを楽しむ機会を設けることが重要となります。

そこで、トップアスリートと連携し市民との交流を促進します。

① トップアスリートとの交流会の開催	生涯学習スポーツ課
スポーツへの関心が促進されるよう、トップアスリートとの交流を図ります。	
② トップアスリートによるスポーツ教室の開催	生涯学習スポーツ課
技術向上の一助として、トップアスリートによるスポーツ教室を開催します。	

(3) スポーツアンバサダーの活動を通じたイメージアップ

市内在住及び市内出身のアスリートにスポーツアンバサダー（スポーツ大使）としての活動を依頼し、スポーツの盛んなまちのイメージを定着させる事業等の開催を通して、地域の活性化や市のイメージアップを図ります。

① トップアスリートとの連携	生涯学習スポーツ課
あきる野市在住・出身のアスリートと連携し、スポーツアンバサダーとして、市の特性を活かしたスポーツ推進を促進し市のイメージアップを図ります。	

第5章 計画の推進に向けて

みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指して～の実現を基本理念とする本計画の取組は、行政はもとより、スポーツ推進委員会や体育協会、健康づくり市民推進委員会など、多くの関連団体や地域住民が、互いの役割を補完しあい、連携・協働しながら取り組んでいく必要があります。

市民の代表者や様々な分野の専門家の参画を得ることで、より効率的・効果的な推進方策について、審議・検討を行い、計画の実効性を確かなものとしていきます。また、市は、本計画の取組を着実に実施するため、庁内連絡体制を整備し、各部署の取組状況の進行管理、事業の改善に向けた検討を行うとともに、関係団体等に必要な働きかけや情報提供を行います。具体的には、次の2つの組織を両輪として、市民との協働により、みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」のまちづくりを推進していきます。

1 推進体制の整備

(1) (仮称) スポーツ推進協議会の設置

市民の代表者や学識経験者、各専門分野の方々の参画を得て、本計画に掲げる事業が、効率的・効果的に推進できるよう、審議・検討を行います。

(2) (仮称) スポーツ推進庁内連絡会議の設置

本計画に掲げる事業が、総合的・計画的かつ効率的・効果的に実行されるよう、各部署間の取組状況の進行管理、事業の改善に向けた検討を行うとともに、関係団体へ必要な情報提供を行います。また、本計画に掲げる施策の検討・実施状況を、(仮称)スポーツ推進協議会に報告します。

2 評価体制の整備

(仮称)スポーツ推進協議会と協働でアンケート方法を確立し、推進計画の進捗状況を定期的に評価します。また、数値目標を達成するための具体的施策を体系化し、必要に応じて(仮称)スポーツ推進庁内連絡会議と協働して各種施策や事業改善に反映させます。

中長期的な成果を評価するために、平成25年度、平成29年度及び平成32年度にスポーツ実施に関する市民アンケートを実施し、数値目標の達成状況に応じて推進体制や計画の見直しを行うものとします。

用語集

バリアフリー（P 14）

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。

ユニバーサルデザイン（P 26）

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念。

障がい者、高齢者など特定の人々に対して障がい（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限りすべての人に対して使いやすいとする考え方

アダプテッド・スポーツ（P 26）

障がい者、高齢者、子どもあるいは女性等が参加できるよう修正された、あるいは新たに創られた運動やスポーツ、レクリエーション全般を指す言葉。本来は、一人ひとりの発達状況や身体条件に適應させたスポーツ。

ハブ拠点（P 26）

スポーツ推進における人や情報等の集積地としての機能を担保し、連携、加工、分析等による新たな仕組みなどを取り入れ、新しい価値観を生み出す拠点。

アンバサダー（P 27）

英語で「大使」のこと。

ニュースポーツ（P 32）

勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を目指すスポーツ。

パブリックビューイング（P 33）

スタジアムや会館等で、大型の映像装置を利用して観戦を行うイベント。

資料1 計画策定経過

年 月 日	内 容	実 施 概 要
平成 24 年 10月 30 日	第 1 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会	あきる野市スポーツ推進計画 策定の趣旨 あきる野市スポーツ推進計画 策定の日程
平成 24 年 11月 29 日	第 1 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会部会	あきる野市のスポーツに関する 現状把握と課題の抽出
平成 24 年 12月 10 日	第 2 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会部会	あきる野市のスポーツに関する 現状把握と課題の抽出
平成 25 年 1月 7 日	第 3 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会部会	あきる野市のスポーツ施策
平成 25 年 2月 13 日	第 4 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会部会	あきる野市スポーツ推進計画（案） 計画基本理念と目標設定
平成 25 年 2月 16 日	第 2 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会	あきる野市スポーツ推進計画（案） 計画の基本的な考え方 課題の整理と方向性
平成 25 年 3月 22 日	第 5 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会部会	あきる野市スポーツ推進計画（案） 具体的施策の展開と推進体制
平成 25 年 3月 29 日	第 3 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会	あきる野市スポーツ推進計画（案） 具体的施策の展開と推進体制 概要版
平成 25 年 5月 17 日	第 4 回 あきる野市スポーツ推進計画 市民検討委員会	あきる野市スポーツ推進計画（案）

資料2

あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 あきる野市におけるスポーツ及びレクリエーションを推進する施策の指針として、あきる野市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、市民、各種団体等の意見を反映するため、あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの推進に関すること。
- (3) その他推進計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体の代表者
- (4) スポーツ関係者
- (5) 市職員

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱等)

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(役員)

第5条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員職務)

第6条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 第2条に規定する事項の具体的な実施内容について調査及び研究を行うため、委員会の下に部会を置く。

2 部会は、前項の調査及び研究の結果を委員会に報告しなければならない。

(部会の組織等)

第9条 部会は、市長が任命する職員(以下「部会員」という。)をもって組織する。

2 部会の数、人員等は、委員長が定める。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会員の中から互選する。

4 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(任期)

第10条 委員及び部会員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、教育部スポーツ推進課において処理する。

附 則(平成24年通達第5号)

この要綱は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)の施行の日(平成23年8月24日)から施行する。

附 則(平成24年度通達第5号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料3

あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会名簿

(敬称略)

No.	氏名	区分	備考
1	委員長 江川 賢一	識見を有する者	あきる野市健康アドバイザー
2	河野 隆志	識見を有する者	学校法人小関学院専門学校リハビリテーション学院専任講師(公財)日本レスリング協会所属
3	細谷 正之	市民の代表者	募集後、審査で決定
4	菅沼 政治	各種団体の代表者	NPO法人あきる野市体育協会から選出 NPO法人あきる野市体育協会副会長
5	高橋 志夫 (山崎 雅司)	各種団体の代表者	小中学校校長会から選出 小中学校校長会会長
6	南 征夫	各種団体の代表者	町内会自治会連合会から選出 町内会自治会連合会会長
7	田中 守 (田中 直人)	各種団体の代表者	青少年健全育成地区委員会連絡会から選出 青少年健全育成地区委員会連絡会会長
8	伊東 満子	各種団体の代表者	健康づくり市民推進委員会から選出 健康づくり市民推進委員会会長
9	佐竹 郷司	各種団体の代表者	高齢者団体からの選出 ラジオ体操連盟会長
10	手塚 英子	スポーツ関係者	スポーツ推進委員会から選出 スポーツ推進委員会副会長
11	高岸 祐幸	スポーツ関係者	あきる野総合スポーツクラブから選出 あきる野総合スポーツクラブ理事長
12	金網真一郎	スポーツ関係者	五日市総合型地域スポーツクラブから選出 五日市総合型地域スポーツクラブ クラブマネージャー
13	尾崎 喜己	市職員	企画政策部長
14	宮田 賢吾 (佐藤 栄次)	市職員	健康福祉部長
15	副委員長 山田 雄三	市職員	教育部生涯学習担当部長
16	鈴木 恵子	市職員	教育部長

()は、前任者 任期:平成24年6月~平成25年3月

資料4

本計画の根拠法並びに関連する計画・文献

根拠法：スポーツ基本法(平成23年法律第78号) 平成23年8月24日施行

関連計画：文部科学省「スポーツ基本法（平成24年3月策定）」

東京都「東京都スポーツ推進計画」（平成25年3月策定）

文献：江川(2010)身体活動によるヘルスプロモーション

第20回 IUHPE 世界大会における最近の研究動向について

日本健康教育学会誌 19(2) 145-150

(https://www.istage.ist.go.jp/article/kenkokyoiku/19/2/19_145.pdf)

井上他(2011)身体活動のトロント憲章日本語版：世界規模での行動の呼びかけ

運動疫学研究、13、12-29 (http://jaee.nmin.jp/REE/J13_1_12.pdf)

岡他(2013)非感染性疾患予防：「身体活動への有効な投資」日本語版の紹介

運動疫学、15、17-30 (http://jaee.nmin.jp/REE/J/15_1_17.pdf)